

所得税の確定申告

町県民税申告相談は3月15日まで

平成18年分の所得税確定申告と納税及び平成19年度町県民税申告相談は、3月15日までです。

必ず期限内に済まされるようお願いいたします。所得税の申告は、申告する皆さんが自ら税法に基づいて税額を正しく申告・納付するという「申告納税制度」を採用しています。

確定申告をしなければならぬ人が、期限内に申告しなかったり誤った申告をすると、後で不足分の税金を納めるだけでなく、無申告加算税や過少申告加算税がかかる場合がありますのでご注意ください。

●会場

上三川町役場 3階大会議室

●受付時間

午前の部：午前9時～11時

午後の部：午後1時～4時

【延納制度があります】

確定申告をして納めることになった所得税を一度に納められない時などには、税額の2分の1以上を3月15日までに納め、残りの税額を5月31日までに納める「延納制度」があります。ただし、延納期間中は、利子税が課せられます。



【振替納税制度のご利用を】

所得税の納税方法には、口座振替による納税の制度があります。この制度を利用すれば、納税のための手数が少なくて済み、また、うっかり納期限を忘れてしまうこともなく、大変便利です。

新たに振替納税を希望される人は、預貯金先の金融機関から宇都宮税務署へ「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

お説びと訂正

広報かみのかわ2月号3ページに誤りがありました。訂正してお説びいたします。

3ページ 午後の部 午前1時～4時
← 午後1時～4時

▼問い合わせ先

税務課 住民税係 宇都宮税務署 ☎028(621)2151

乗らない軽自動車の廃車届は

3月末日までに

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に対して課税されます。現在使用していない軽四輪、バイク、農耕車などを所有している人は、3月末日までに廃車手続きをしてください。

▼県ナンバー

軽四輪車は栃木県軽自動車協会

(☎028-645-5161)

自動二輪車は関東運輸局栃木運輸支局

(☎050-5540-2019)

で。

▼町ナンバー

原動機付自転車及び125cc以下の自動二輪車、ミニカー、

テラー、トラクター、コンバイン、

小型特殊自動車は、役場住民生活課

窓口で。

▼手続きの方法

町ナンバー車は、廃車したい車両のナンバープレートと印かんを持って、住民生活課窓口にお越しください。



▼問い合わせ先

税務課 住民税係 ☎028(621)2151